

## 変更前後対照表

(下線：変更箇所)

武庫之荘 5 丁目地区地区計画			
	項目	変更後	変更前
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1・2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下「既存不適格土地」という。）</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際（前項の場合にあっては、<u>同項の規定による敷地の使用の際</u>）現に建築物の敷地として使用されている土地で <u>130 m<sup>2</sup>に満たないもの</u></p> <p>(2) <u>この地区計画が決定された際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば 130 m<sup>2</sup>に満たないこととなる土地</u></p>
	壁面の位置の制限	<p>1 (略)</p> <p>2 建築物の敷地面積が 300 m<sup>2</sup>未満の場合であってその敷地が 2 以上の道路に接しているときは、一の道路境界線（道路のすみ切り部分における道路境界線を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）以外の道路境界線を隣地境界線とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 建築物の敷地面積が 300 m<sup>2</sup>未満の場合であってその敷地が 2 以上の道路に接しているときは、一の道路境界線（道路のすみ切り部分における道路境界線を除く。）以外の道路境界線を隣地境界線とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>